新潟県食品衛生法施行条例の一部改正等（案）についてのイメージ

（施行日：令和3年6月1日）

	食品衛生法の許可業種再編・届出業種新設に伴う 新潟県食品衛生条例の廃止	新潟県食品衛生法施行条例で規定する 営業施設の基準の改正
現行	◆法及び県条例で業種を規定 **食品衛生法** 許可34業種 **新潟県食品衛生条例** 許可8業種、届出5業種 再編　移行	◆県が基準を条例で規定 **新潟県食品衛生法施行条例** ・各業種共通の基準 ・業種別の基準
改正後（案）	◆法で業種を規定 **食品衛生法** 許可32業種、届出業種 ※**新潟県食品衛生条例**を**廃止** （業種の規定が法に移行されるため）	◆国が省令で規定した基準を県が参酌し、条例で規定 **食品衛生法施行規則**（国省令） ・各業種共通の基準 ・業種別の基準 ・生食用食肉、ふぐ取扱施設の基準 ↓ 参酌 **新潟県食品衛生法施行条例** ※県独自の上乗せ規定は設けない

○ 新潟県食品衛生条例で規定している一部の業種については、一定期間従前の制度が適用される経過措置を設けることを検討します。

○ 一部の現行許可業種については、一定期間、改正後の食品衛生法における新規許可を猶予する等の経過措置が適用されます。

○ 臨時的営業、市場等定置営業等の一部の許可業種については、公衆衛生上支障が無いと認められる範囲で、現行と同様に改正後も基準の緩和又は省略を設けることを検討します。